

小田原市下水道運営審議会 会議録

会議名	令和2年度第1回小田原市下水道運営審議会	
日時	令和2年11月4日（水）午後2時00分～午後4時20分	
場所	小田原市生涯学習センター本館（けやき） 4階 第2会議室	
次第	1 開会 2 報告事項 （1）令和元年度決算について （2）上下水道事業の組織統合について （3）下水道使用水量の取扱方法の一部変更について （4）小田原都市計画下水道事業受益者負担金の報奨金について （5）小田原市下水道条例等に定める水質規制の強化廃止について （6）公民連携による下水道施設の維持管理について （7）小田原市デザインマンホール蓋設置事業について （8）その他 3 閉会	
資料	資料1-1 令和元年度小田原市下水道事業会計決算報告書 その他財務諸表 資料1-2 令和元年度決算についての補助資料 資料2 上下水道事業の組織統合について 資料2参考① 上下水道事業の組織統合に要する費用について 資料2参考② 上下水道事業の組織統合について （令和元年度第2回小田原市下水道運営審議会報告資料） 資料3 下水道使用水量の取扱方法の一部変更について 資料4 小田原都市計画下水道事業受益者負担金の報奨金について 資料5 小田原市下水道条例等に定める水質規制の強化廃止について 資料6 公民連携による下水道施設の維持管理について 資料7 小田原市デザインマンホール蓋設置事業進捗状況 参考資料 小田原市下水道ストックマネジメント計画概要版	
出席者	審議会	茂庭会長、川瀬委員、原委員、丸山委員、畠山委員、早瀬委員、志村委員、鈴木委員
	事務局（市）	下水道部長、下水道部副部長、下水道総務課長、下水道整備課長、下水道維持担当課長、下水道総務課副課長、下水道整備課副課長、総務係長、工務係長、下水道維持係長3名、総務係主任
傍聴者	1人	

会長 ただいま、事務局から議事の進行を任されましたので、次第に沿って進めてまいります。
まず、昨年度と同様に審議会は原則公開でございますので、傍聴者がいる場合には入室を許可します。
事務局、いかがですか。

事務局 本日の下水道運営審議会の開催にあたり、1名の傍聴希望者がございます。
審議中の注意事項を説明の上、ただ今から入場いたしますので、しばらくお待ちください。また、審議会途中において追加で傍聴希望者が訪れた際は、議事の進行に支障のない範囲で適宜、入場させることといたします。

会長 それでは、2. 報告事項の(1) 令和元年度決算について、事務局から報告願います。

事務局 報告事項(1) 令和元年度決算についてご報告をします。
始めに、令和元年度決算につきましては、7月に監査委員による監査において事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められ、その後9月定例会で決算の認定を受けました。
決算の内容は、資料1-1「決算報告書その他財務諸表」にまとめてありますが、本日はその要旨を資料1-2 補助資料に基づきご説明します。
まず、1. 下水道事業の目的をご覧ください。
下水道事業の大きな目的は、3つです。一つ目は、公衆衛生の向上です。これは市街地に汚水が滞留しないように汚水を排除して、公衆衛生を向上するものです。二つ目は、公共用水域の水質保全です。汚水を適切に処理することで、河川等の水質を保全するものです。三つ目は、浸水の防除です。これは、雨水の排除により浸水を軽減、防除するものです。
このように下水道事業は、汚水の処理及び雨水の処理に、欠くことのできない社会基盤の一つとなっています。

その汚水処理と雨水処理の方法には、二種類ありまして汚水と雨水を合わせて一本の管で流す合流式と、汚水と雨水を別々の管で流す分流式の2つの方法があります。

本市では、昭和34年に事業認可を受け、公共用水域の水質保全を重視する観点から、汚水と雨水を別々の管渠を使い排除する分流式で整備を進めてきました。

令和元年度も引き続き、未普及地域の解消に向けて整備を進める一方で、将来にわたって下水道施設を維持するため、長寿命化工事及び耐震化工事を行い、さらに雨水の排除及び浸水被害の軽減のため整備を行いました。

次に2の整備・改築更新の状況をご覧ください。これは、「決算報告書その他財務諸表」16頁下段の（整備・改築更新の状況）の内容を年度間比較したものです。

（1）汚水管渠整備延長は、令和元年度末で586.8km、（2）処理区域面積は2,526.6haとなり、前年度から7.3ha増加し、（3）全体区域面積に対する普及率が86.2%に達しました。

また（4）重要な管渠の耐震化済延長は、令和元年度末で約56kmとなったことに伴い、（5）重要な管渠の耐震化率は、約37.6%となっています。

さらに（6）雨水渠整備延長は、令和元年度末で212.3kmとなり、（7）雨水渠整備面積は、863.9haとなりました。

次に3の業務量をご覧ください。これは、「決算報告書その他財務諸表」27頁の下水道事業の業務量を年度間比較したものです。

（1）行政区域内人口は、令和元年度末時点で19万人を割り込みました。これに伴い、（2）下水処理が開始されている処理区域に居住する人口を現す処理区域内人口も減少しており、人口減少の進展に伴い、今後もこの傾向は続くものと見込まれます。

次に（6）水洗化率をご覧ください。水洗化率は、統計によっては、下水道以外の合併浄化槽を含めた割合をさすことがありますが、ここでは、合併浄化槽を含めない下水道のみの水洗化の割合を示しています。水洗化率は、下水道整備の進捗度を示す数値

です。公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から高い数値となっていることが望ましいですが、本市は県内 19 市中（平均 97%）で 16 番目となっていることから、令和元年度も引き続き未接続家屋に対する接続勧奨を行いました。

次に排水状況を示す（8）有収水量 をご覧ください。下水道使用料徴収の対象となる水量を表す有収水量は、使用料収入に大きく影響するものです。令和元年度は 1,984 万 7,809 m³で、前年度比 0.7%の減となりました。

それに対して（7）汚水量とは、有収水量に污水管渠に雨水や地下水が流れ込む不明水を加えた水量のことです。

処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水量の割合を示すのが（9）有収率です。有収率が高いほど使用料徴収の対象とできない不明水が少なく、効率的であるといえます。本市は、汚水量に占める不明水が多く、このことは流域下水道維持管理費負担金に大きく影響するものです。流域下水道維持管理費負担金については、後ほど、ご説明します。令和元年度も平成 30 年度に引き続き、不明水対策として老朽管渠の更新、流量計の設置等を行いました。

次に資料 3 ページ、4 の損益計算書をご覧ください。これは、「決算報告書その他財務諸表」6 頁の損益計算書の内容を年度間比較したものです。

一番右側の列が令和元年度の損益計算書です。

1 営業収益ですが、下水道使用料ほかで、39 億 2,295 万 5,128 円です。

ここで下水道使用料について詳しくご説明しますので、資料 4 ページ、5 の事業収益・事業費用の主なもの（1）使用料に関する事項ア下水道使用料及びイ有収水量をご覧ください。

下水道使用料につきましては、平成 29 年度から 30 年度にかけては、汚水を多量に排水する業者の進出や生活保護減免の廃止等により、下水道使用料及び有収水量ともに微増となったものの、平成 30 年度から令和元年度にかけては、トレンドである処理区域内人口の減少や節水機器の普及等により下水道使用料及び有

収水量ともに減少となったものです。

続いて ウ ランク別使用料構成比をご覧ください。

この表は、2ヵ月ごとに検針を行った水栓数、水量及び金額を区分に当てはめたものです。

表内の水栓数をご覧ください。太字の数字は順位を表しています。一番水栓数が多い区分は21~40 m³の2万3,288戸、右隣項目の水量についても同様に1番となっています。

一方で区分1万1 m³~をご覧ください。水栓数では9番、水量では3番ですが、金額では1番となっています。水洗数わずか14戸と全体に占める構成比の割合は0.02%ですが、使用料金額では、全体の1/4以上を占めており、企業の動向が下水道使用料に与える影響の大きさが見て取れます。

資料3ページ、4. 損益計算書にお戻りください。

次に、2 営業費用ですが、(1) 管渠費から(9) 資産減耗費までの合計で、52億6,622万5,135円です。

このうち営業費用の(7) 流域下水道維持管理費負担金は、資料5ページの(2) 流域下水道維持管理費負担金をご覧ください。

流域下水道維持管理費負担金とは、酒匂川流域内にある本市をはじめ、南足柄市、秦野市、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町の3市7町の公共下水道からの下水を行政区域の枠を越えて効率的に運用するため、本市に2つある汚水処理場に収集及び処理するもので、神奈川県が運営しています。その維持管理にかかる費用を市町から県へ負担金という形で支出しています。

平成29年度と30年度を比較すると約2億4千万円増加しています。これは、流域下水道維持管理費負担金の負担割合について、平成29年度までは、不明水を含まない使用料収入の対象となる有収水量に基づく算定でありましたが、平成30年度からは、有収水量に不明水を加えた実汚水量による負担割合となったため、不明水の多い本市の負担が大幅に増加しています。さらに、平成30年度と令和元年度の比較では、約1億1千万円増加しました。主な要因は老朽化による下水道施設の修繕等の増加であり、この

増加の傾向は、県の見込みでは、続くものと想定しています。

これに対し、本市としましては、引き続き、不明水対策としての老朽管渠の更生工事をはじめとするハード面の整備、または下水道使用料の適正な賦課による有収水量の増加策をすすめるとともに、負担の在り方・基準について神奈川県や周辺市町との意見交換を行っているところです。

資料3 ページ、4. 損益計算書にお戻りください。

営業損益につきましては、営業収益から営業費用を差し引いた13億4,327万7円の営業損失となりました。

営業損失が生じた要因といたしましては、減価償却費が営業費用に計上されているのに対し、減価償却費と対応する収益である

ちょうきまえうけきんもどしいれ

長期前受金戻入が営業外収益に計上されているためです。

長期前受金戻入とは、補助金等を受け入れた年度に一括で収益化せず一旦負債に計上し、資産の耐用年数に合わせて後年度に徐々に収益化するものです。

この営業損益に、3 営業外収益を加え、支払利息などの4 営業外費用を差し引いた経常利益は2億5,624万6,593円となりました。

ここで企業債全体の動向についてご説明いたします。

資料6 ページ、(3) 企業債支払利息に関する事項ア. 企業債支払利息及びイ. 企業債元金償還金をご覧ください。企業債支払利息及び企業債元金償還金は、高利率債の返済が進んでいることに伴い、減少傾向にあります。また、経営の健全性、将来世代の負担の公平性の観点から新たな企業債の借り入れについては、企業債元金償還金の範囲内で行うこととしているため、次ページウ 企業債残高の推移にありますとおり、企業債残高についても順調に減少しているところです。

資料3 ページ、4 損益計算書にお戻りください。

先ほどの経常利益に、5 特別利益を加え、6 特別損失を差し引いた当年度純利益は、2億5,787万4,459円となり、令和元年度も黒字を確保したところです。

本市下水道事業は、平成 28 年度に官庁会計から公営企業会計に移行して以降、一貫して黒字を確保してまいりましたが、人口減少の進展に伴う使用料収入の減少や流域下水道維持管理費負担金の増加、施設の老朽化に伴う維持管理費や更新費用の増大等下水道事業を取り巻く状況は一層、厳しくなるものと見込まれます。そのような中で安定的に事業を継続するために、令和元年度に策定した小田原市下水道ストックマネジメント計画に基づく効率的な投資や公民連携の模索を行うなど、経営の効率化を図り、下水道事業の運営を行ってまいります。

以上で令和元年度決算についての報告を終わらせていただきます。

会長 報告が終わりました。ただ今の報告について、ご質疑等ございますか。

それでは私から質問します。令和元年度決算については良く分かりましたが、減少傾向にあるということで、令和 2 年度には新型コロナウイルスの影響が出てきて、かなり厳しいのではないかと思います。大雑把で良いので 2 年度にどのくらい厳しくなるのか、予想があれば教えていただきたい。

事務局 上半期の 4 月から 9 月の 6 ヶ月間で使用料の調定額を前年度と比較したところ、およそ 3 千万円の収入減となっています。水量が本市では 9 つのランクに分かれていて、中ほどのランク、一般家庭では使用水量が増えたことにより上がっていますが、水量の多いランクでは企業等の活動が一時的に停滞したため、下がったところがありました。ただ、これも 8 月、9 月あたりにかけて持ち直してきているので、今後も推移を見守っていきたい。

会長 他都市の状況を聞くと、2 年度は厳しいとの話を聞いているので、動向に着目していただきたい。

他にいかがでしょうか。それでは特にご発言もありませんので、(1) 令和元年度決算についてを終わります。

次に（２）上下水道事業の組織統合について、事務局から報告願います。

事務局

報告事項 2 上下水道事業の組織統合についてご報告をします。資料 2 をご覧ください。上下水道組織の統合につきましては、昨年度の審議会でも報告をさせていただきましたが、この度、9 月議会にて統合に係る水道局庁舎の設備改修や備品運搬等の費用を計上した補正予算及び小田原市下水道条例をはじめとした関係条例の制定・改廃について議決を受けたことから、改めてその内容をご報告させていただくものです。

資料 2 参考①の上下水道事業の組織統合に要する費用についてをご覧ください。統合に要する補正予算として、上水道事業、下水道事業、両事業合わせて 3,495 万 4 千円を計上し、このうち 2,278 万 2 千円が、下水道事業側で負担するものです。主な費用としましては、机・書棚等の備品に係る引っ越しや保存文書を保管する移動書架の購入・設置等引っ越し関係費用が、1,346 万 3 千円、続いて、現水道局での無線 LAN 設置費用等局庁舎改修関係が 587 万 4 千円です。

本格的な引っ越し作業は 3 月末頃となりますが、事業者の繁忙期であることにも考慮し、水道局と調整を行いながら、補正予算の執行について早期に取り掛かっているところです。

続いて資料 2 参考②令和元年度第 2 回小田原市下水道運営審議会資料 上下水道事業の組織統合についての項目 2 上下水道事業の課題と組織統合により期待される効果をご覧ください。昨年度、統合に係る検討部会・委員会を通じて、市民サービスの向上、危機管理体制の強化、効率的な事業運営についてその在り方を模索し、協議を重ねながら窓口の一元化や災害時の相互応援体制の確立、共通事務の合理化などそれぞれの方向性を決めました。そして、この方向性をもとに、本年度は、協議を重ねながら、上下水道局としての具体的な内容を決めてまいりました。

資料 2 にお戻りください。初めに危機管理体制につきましては、発災時に優先される応急給水への対応者を 5 名増やすことと

し、その強化を図ることとしました。次に組織を2部局6課14係から1局5課14係へと1部1課の減として、組織のスリム化を図るものです。次に共通事務の合理化は、総務・経理部門の一元化により類似事務の効率化を図るものです。関連事務の統合につきましても、給排水窓口の一元化により相談対応の迅速化やワンストップの実現を行うものです。最後に料金収納窓口につきましても、これまで5階下水道総務課窓口にて受け付けてきた料金収納に係る業務を本庁舎2階資産税課で引き続き行うことで市民サービスを維持するものです。

項目2今後のスケジュールですが、先ほど申しあげましたとおり、議決を受けた補正予算の着実な執行に努めながら、ホームページや検針票、ビラ、広報紙、記者への情報提供等の媒体を通じて、丁寧に住民・事業者様への周知を行ってまいります。なお、具体的な課名・係名や機能につきましても、来年2月中ほどの総務常任委員会での報告及び2月末に予定されております広報広聴委員会での報告を行った後、3月1日号の広報誌にて周知を行ってまいります。

いずれにいたしましても来年4月1日からの新組織立ち上げに向け、遺漏のないよう準備を進めてまいります。以上です。

会長 報告が終わりました。ただ今の報告について、ご質疑等ございますか。

特にご意見ございませんか。

私から一つだけ質問します。このような組織統合は住民への影響が非常に大きい。特に料金の支払いで今まで行っていた場所が別の場所になるということで、説明では来年の3月に住民へ知らせるということだが、今はまだ住民の方へ何も宣伝をしていないのか。来年の3月に初めて宣伝する事になるのか。

事務局 統合の内容については、ホームページで公開しています。

会長 ホームページで公開されているとのことだが、大雑把に窓口は

このように変わりますといった内容も載っているのか。

事務局 そのとおりです。

会長 他にご質問等ございましたらお願いします。

それでは特にご質問も無いようですので、(2) 上下水道事業の組織統合についてを終わります。

それでは換気を行うため、ここで 10 分程休憩とさせていただきます。

会長 それでは、再開いたします。

次に、(3) 下水道使用水量の取扱方法の一部変更について、事務局から報告願います。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。資料 3 をご覧ください。

まず「1 現状」ですが、小田原市では、原則として一つの給水に対して一つの排水として下水道使用料を賦課しています。例えば、一軒の家で井戸と水道の両方を使用している場合、下水道料金は井戸使用分と水道使用分と別々に計算・請求しています。

一方で、一軒の家で水道と井戸を使用している場合などに、それぞれの水量を合算し、下水道使用料を計算している自治体もあります。

別々に計算するか、合算して計算するかについては、法律等には定めはありません。

ここで、「2 課題」になりますが、別々に計算する場合と、合算して計算する場合の下水道使用料の違いについて、実例を踏まえ、2 か月分の水量と、税込みの下水道使用料でご説明します。

井戸の認定水量が 3 m³、水道の使用水量が 59 m³ の場合です。別々に計算すると、井戸分が 1,992 円、水道分が 8,785 円で合計 10,777 円となります。合算して計算すると、62 m³ で 9,417 円となり、別々の場合と比べて 1,360 円安くなります。

このように、別々と合算とで、下水道使用料が異なる場合もあ

ることから、「3 対応案」のとおり、一定の条件を満たした場合に、利用者からの申し出により合算を可能とする取り扱いへ変更するものです。

「4」にその条件を示しておきまして、使用者が同一であること、同一の建物から排出する排水であること、同一の公共桝に排出する排水であること、の3つとなります。

裏面をご覧ください。

「5 今後の進め方」ですが、この取扱変更について、来月の小田原市議会建設経済常任委員会で報告をするとともに、様々な媒体を用いて市民周知を図ることとします。

合算の希望がありましたら、条件を満たしているかを確認して、直近の請求から合算方式へと変更するものです。なお、希望を受けて合算した場合は、使用者から別々の計算に戻すような申し出のない限り、合算による計算を継続することとします。

「6 周知方法」ですが、ホームページをはじめ、広報紙、井戸使用者への郵送物への同封、「小田原市上下水道使用水量のお知らせ」の「通信欄」の利用により周知の徹底を図ります。

以上で説明を終わります。

会長 下水道使用水量の取扱方法の一部変更ということですが、ご質疑等ございますか。

委員 この条件を満たす客数が潜在的にどのくらいいるのか把握しているのか。

事務局 事務局で確認した限りでは3条件を満たす方は概ね800余名いることが現時点で分かっています。

委員 合算となるとだいぶ収入は減ってしまうが、その分処理コストみたいなものが軽減され、差し引きではそれほど実入りは変わらないという認識でよいか。

- 事務局** 事務処理コストはそれほど下がることは無いが、収入としては年間で500万円程の減収になると考えています。
- 委員** これはいつから対象になるのか。申し出があったらということであるが、具体的にいつから適用になるのか。
- 事務局** 来月12月7日に建設経済常任委員会が予定されていて、この日に市議会議員への報告を経てから、市でこういった方法があるということを知り、市民の方からご連絡を待つことになるので、最速では12月の検針に間に合えば、そこから対象としていきたいと考えています。
- 委員** そうすると、対象者が800余名ということで、井戸使用のお知らせと同封すると、個別対応が良いと思うが、広く広報する方法としては、先ほどの組織統合のお知らせとは別で行うという理解でよろしいか。
- 事務局** 組織統合のお知らせとは全く別のやり方というか、タイミングで周知します。
- 委員** 周知について、条件を満たす方800余名に個別にお知らせする予定はないか。
- 事務局** 令和2年度中に井戸使用者へ郵送する井戸の使用状況の確認文書に同封することで、800余名の方全てが含まれます。その方たちへは、他の水道だけ使っている方や下水道に関係ない方等とは別で、直接お知らせができるものと考えています。
- 委員** 12月7日以降が最短で、その月の検針に間に合えば安くなるということであるならば、その手紙を待たずにお知らせする予定は無いのか。

事務局 市民の方にお支払いいただく料金の取扱いについての内容であることから、市議会議員の方にまず報告をして、議会の理解を得てからと考えていますので、市のホームページが最速ということになります。

会長 井戸を使用するかどうかというのは、毎年確認しているのか。

事務局 井戸については利用している場所や人数等によって水量が変わってくることがあるので、毎年利用状況を確認しています。

会長 それに基づき認定水量を決め、料金を今まで決めていたことから、その方については、間違いなくこのようになりますということが伝わると考えてよいか。

事務局 そのとおりです。

会長 他にいかがですか。お金の問題であるので、できるだけ多くの方に意見を伺っておきたいのですが。

委員 先にわかっていたら、先月の分も安くなったのにといいことを言われなかなと思う。

委員 いかがですか。皆さんに意見を伺っておいた方がいいと思うのですが。

委員 井戸の使用量は機械的にわかるものなのか。何か量る機械とかを置いているのか。

事務局 小田原市では、井戸だけを使っている方については一人ふた月で 12 m³ということで、人数を掛けたかたちをとっています。また、井戸と水道を併用で使われている方、一軒の家に両方来ている方については、井戸をどの場所を使っているのか、例えば台所、

お風呂、トイレ、そういった所で使用箇所ごとに使用水量が定められていて、それに人数を掛けるかたちをとっています。今、小田原市の一般の家庭では、井戸にメーターを付けているところはありません。

会長 大口の工場についてはメーターが付いているのか。

事務局 そのとおりです。

委員 単純に安くなるのであれば、周知の徹底もそうだが、安くなるのに対して反対する住民は多分いないと思う。単純に使っている方は案内するより全員その値段で、使用者からの申し出を待つのではなく、使っている方々全員を対象にしてしまうということとはできないものかと、最初の時に思ったのですが。

会長 大半の方は安くなると思うが、使用水量によっては逆に高くなるケースもあるのではないか。その辺はどうなのか。

事務局 話にあったように、使用水量によって高くなる方もいることと、例えば、一つの敷地内に2つの建物が建っていて、片方は井戸を使っている、片方は水道を使っている名義が同じである場合、この条件には合致しないこととなります。単純に名前と住所だけで考えると、そういった誤りが出てしまうこともあるので、正確性を期すために市民の方から申し出をいただいて、市でそれについて正確かどうかを確認したうえで金額を変更する方法を探ろうと考えています。

会長 小田原は幸いにしてというか、地下水が非常に多く出る、しかも良い地下水が出るので、かなりの方が井戸を使っていると思う。他の都市ではこのような問題は起きないが、非常に悩ましい問題であると思う。他にはいかがですか。

委員 井戸を使っている方は自分で申告するのか。そうでないと分からないところもあるのではないかな。

事務局 井戸を付けて公共下水道に排出される際は、開始届を市に提出いただくことを周知しています。知らずにそのまま使っているケースも無くはないことから、引き続き、きちんと周知を図ってまいりたいと考えています。

会長 それでは、今まで使っていなかったが来年度から使うかどうかについて、ここで確認できるということか。

事務局 そのとおりです。

会長 逆に、あるけれども来年以降使わないというケースも確認できるかと思う。

事務局 それは井戸使用者の方へ今後の利用状況等を確認する中で把握できると考えています。

会長 これを機会にできるだけ公平になるようにやっていただきたいと思う。

委員 井戸水だからとたくさん使っている家もあると思う。

会長 他にいかがですか。料金に関することですので、市民の関心が深いと思う。慎重に取り扱いいただきたい。
それでは、次に、(4) 小田原都市計画下水道事業受益者負担金の報奨金について、事務局から報告願います。

事務局 報告事項(4) 小田原都市計画下水道事業受益者負担金の報奨金についてご報告をします。
本日は、小田原都市計画下水道事業受益者負担金の報奨

金について廃止することをご報告するものです。

はじめに、「1. 下水道事業受益者負担金の報奨金（概要）」についてご説明いたします。

この受益者負担金は、公共下水道が不特定多数の人が利用する道路や公園などと違い、限られた区域の方のみが利用することのできる施設であることから、都市計画法第75条を根拠として、昭和41年3月から、下水道事業により利益を受けられる方、いわゆる受益者に、下水道建設費の一部をご負担していただいております。

また、報奨金制度とは、受益者負担金の徴収率向上等のため、通常は3年に分割して納付する負担金を1年分、2年分あるいは3年分まとめて一括納付された受益者に対して、一定の率の報奨金を交付する制度です。

次に、「2. 報奨金交付率」ですが、3年分全額を一括納付した場合は当該額の8%分の報奨金を交付し、以下、資料記載のと通りの交付率となります。

次に、「3. 今後の報奨金制度の取扱い」ですが、昨今のコロナ禍における先行き不透明感が拭えない中、受益者の経済的事情等により、一括納付が出来ないことで、この制度を利用できない場合もあり、受益者に対する公平性の観点から廃止することといたします。

次に、「4. 報奨金制度の廃止に向けたスケジュール」ですが、すでに10月14日までパブリックコメントを実施しており、意見等は0件でした。

本日の報告と来週10日の小田原市議会建設経済常任委員会での報告を経て、報奨金制度を規定している法令を整備し、令和3年4月1日から施行する予定です。

なお、関係法令は2ページに参考として記載していますので、ご確認願います。

以上で説明を終わらせていただきます。

会長 報告が終わりました。ただ今の報告について、ご質疑等ござい

ますか。

委員 二つありまして、まず今までこの一括納付をされた人がどれくらいいたのか、それから廃止するということだが、8%も割り引くと、今の低金利時代にはすごく魅力的に見える。余裕が少しでもあれば利用したいと私は思うが、逆に分割にしても一括にしても同じであれば、分割にしようと思う人が多いと思う。そうすると市にとって回収コストが増加することと、貸し倒れリスクが発生することがあると思うが、コストの増加をどのように見ているのか。

事務局 まず、受益者負担金の賦課件数がこれまでどれくらいの方であるかということで、この直近3年では、平均して年に120件くらいの方が受益者負担金の対象となっています。それから、コストの話については、確かに3年分を1回で一括払いする場合と12回払いに分けて払うことに関しては、多少の手間はかかってくると思いますが、市役所の窓口や金融機関等で納めていただくことに関して、それほどのコスト増はないと考えています。

会長 120件くらいですか。昨年、そのうち、どのくらいの方がこの8%引きの一括払いをしたのか。

事務局 120件というのは、実際に受益者負担金がかかった人で、だいたいその中でこの3年では、9割前後の方が3年なり2年なり1年なりという、一括制度を利用した方は、9割近くの方となっています。

事務局 平成24年度に南足柄市が同じように廃止しましたが、廃止前後の状況を聞き取りした結果、全く変化はないとのことでした。本市においても同様の結果になるであろうという予測の下で廃止をさせていただくかたちで考えています。

会長 他にいかがですか。殆ど下水道の敷設は終わっているので、これからの新規加入者は、多くても 100 件ぐらいと考えてよいか。

事務局 当然、維持管理の時代になっていますので、現状ではだいたいそのくらいですが、まだ未普及の地域が残っていますので、そういったところの整備に入ると、多くの方が対象になると想定しています。

委員 質問というか、これも当然議会で諮るのか。

事務局 来週開かれる建設経済常任委員会で報告する予定です。

委員 不利益ともとられかねない内容であるので、説明する必要があると思う。

会長 他に何かありますか。

事務局 議長、よろしいですか。
この制度については、弱者の救済にはなっていないのであって、弱者救済のものであれば、止めるという考えはないのですが、結局、一括で払ってしまう財力のある人が得をして、財力の無い方はその通り納めなければいけないというところが矛盾しているのではないかとこの考えのもとに、この制度の廃止をするものです。

会長 ありがとうございます。私の記憶では、こういう制度が残っているのは非常に少ない。例えば住民税や何かでも、前に払うから安くするというのは、今は殆ど無いのではないかと。

委員 その意味では、ない方が良くと思う。廃止して。

委員 先ほど来言われているように、財政に余裕のある人がプラスに

なることで、公平性に欠けていると目的に書いてあるので、良い
と思っている。ただ、今のコロナ禍の状態が安定した中で、皆
さんがプラスになるようであれば、復活というのはあるのか。止
めた場合、廃止したら復活は無いのか。

事務局 その時には応じますが、本市ではこういった制度は無いです。
例えば放課後児童クラブとか市営住宅、久野霊園の管理料なども
含め、国民年金は少し残っていますが、国民年金は市の事務では
ないので、そういったことから一旦廃止をさせていただくこと
で、ご理解をいただければと。

会長 他にいかがですか。

委員 宜しいと思う。

委員 この受益者負担金がかかる 120 人の人はどのような人か。受益
者負担金とは何か。「限られた地域の方のみが利用することので
きる施設」とは、どこにある何か。

事務局 公共下水道は、一般的には自宅の前の道路の下に、下水道の本
管が敷設され、それから各家庭がその本管に繋いで自宅の下水を
排水するのですが、小田原市では、まだ市街化区域や下水道を整
備していく区域の中で、本管が行き渡っていない区域がありま
す。そこで、自宅前に新たに下水道管が敷設された方については、
下水道に繋げるようになり、下水道による利益を受けられる方と
なったことで、その翌年に下水道受益者負担金というものを賦課
しています。

委員 国民年金をまとめて払うと安くなるということとの比較で、何
で国民年金はよくて、これはいけないのかと思う。

会長 国民年金は市が代行して集めているのか。

事務局 納付自体も年金事務所で行っています。

会長 市とは直接関係ないのか。

事務局 そうです。説明等の窓口は市にも置いていますが、料金の決定や賦課徴収に関しては、年金事務所が行っている事務です。

委員 頑張る人は応援しても良いのではないかというのが私の意見です。

会長 事務局から最初説明があった通り、100分の8というのは、今の時代では、かなりお得な感覚であるが、逆に先ほど話にあったように、弱者というか、なかなか一括で払えない人へは公平性に欠ける。これがもっと低く、本当に事務の軽減費用程度のものであれば、そこまで不公平は無いだろうが、100分の8、8%というのはかなり大きい。今そのような金利を出すところはどこにも無い。これは、分割払いする場合1年であるのか。

事務局 分割払いは3年で4回です。

会長 3年で8%は、どこを探しても無い。そういう意味で公平性を確保する意味でどうかという提案であると思うがよろしいでしょうか。今まで既に下水道の恩恵に浴している人には関係なく、これから新たに下水道が広がっていく地域の人だけの話であるが、そういう意味では、今までの人は安い負担金を払い、これから新たなところは高くなるというのは不公平という感じもある。今の時代、金額の不公平、弱者と一括で払える人との間にあるのはどうか、というのはわからなくもない。

それでは、質疑も尽きたようですので、次の報告事項へ移ります。報告事項(5)小田原市下水道条例等に定める水質規制の強化廃止について、事務局から報告願います。

報告事項 5 小田原市下水道条例等に定める水質規制の強化廃止についてご報告をします。

資料 5 をご覧ください。現在、本市を含めた酒匂川流域下水道に下水を排除している 3 市 7 町では、各自治体の条例において、水質規制が必要な施設を設置している工場・事業場から排除される下水の水質の基準を定めております。これらの工場・事業場を「特定事業場」といいますが、特に製造業又はガス供給業の特定事業場から排除される下水の水質については、同条例においてさらにもう一段階厳しい水質基準を設け、規制の強化を実施しております。

この規制の強化は、下水道法において「自治体が必要と判断する場合において規制強化が可能」とされている、いわゆる「できる規定」ですが、神奈川県及び酒匂川流域の自治体において協議を重ねた結果、規制強化を廃止しても、最終的に下水処理場から排出される処理水の水質は変わらないことや、同じ神奈川県の相模川流域下水道においては、すでに平成 23 年にこの規制強化を廃止していること等から、水質規制強化を廃止し規制を緩和すべきであるとの結論に至りました。これを受け、12 月議会にて小田原市下水道条例等に定める水質規制の強化を廃止する条例の一部改正について議案を提出する予定であることから、その内容をご報告させていただくものです。

資料 5 の裏面 条例等に定める水質規制強化の内容と強化廃止後の比較 をご覧ください。この表では、規制強化の対象となっている項目と、それらが下水道施設に与える影響、規制強化状態と規制強化廃止後の基準の比較をまとめております。右端の「生じる影響の有無等」の欄に、各項目について規制強化を廃止しても影響がないと判断した根拠を記載しておりますのでご参照ください。

資料 5 の表面 にお戻りください。次に、本条例の一部改正に伴う手続の状況につきましては、「小田原市意見公募手続条例」の規定に基づき、令和 2 年 9 月 15 日から同 2 年 10 月 14 日まで

の間、パブリックコメントを実施した結果、1名の方から、水質規制強化を実施していた理由等について3件のご質問をいただきましたが、今回の条例改正に反映させるものはありませんでした。

最後に、今後のスケジュールですが、12月議会での審議を経て議決をいただいた後、周知期間を設け、令和3年4月1日から施行するものです。

なお、この施行日につきましては、本市と同様に規制強化を廃止する酒匂川流域下水道関連自治体間で調整し、施行日の統一を図っております。

以上で、小田原市下水道条例等に定める水質規制の強化廃止についての報告を終わらせていただきます。

会長 報告が終わりました。平たく言うと、流域下水道に下水道の処理を委任するようになって、工場排水等で厳しい上乘せ基準を作っていたが、流域下水道の方が処理能力が高いこともあり、流域下水道全体を同じ扱いにするとすると、上乘せ基準もいらんのではないか、そういう意見であろうと思いますが、ご質問等いかがですか。

委員 廃止するという中で、今までの検査の頻度と、今後全く要らなくなるのか。年に何回か行っていたが、その内の1回は行うとか、工場用の関係も出ているが現時点では極端な希釈は実施しないということで、現時点では良いが、全くしないで5年後は平気なのかということ、途中で検査は検討されているのか。全くしないという事になってしまうのか。

事務局 特定事業場については、各会社の規模や水質等に応じて、年に数回程度の検査を実施しています。これは、今回この規制強化を廃止したところから検査の頻度を変えることはありません。

委員 例えば、現在は既存の特定事業所は良いが、新しく工場が出来

ました。それで事業内容が今まで無いような事業であった場合に、まず入口の所で規制が入っているものなのか、昭和 30 年代のような公害垂れ流しのようなものは無いと思うが。

会長 除害施設の設置条例そのものは残っているので、ただ上乗せは止める、そういう理解でよいか。例えば BOD であると、今まで上乗せで 300 以下でなければ駄目となっていたものが、だいたい他の都市でもそうだが、600 まで良いと。ただ、600 を超えたら駄目であるが、その場合は自前の施設を作り、600 の基準以下にして放出してくださいということである。そういうことであるので、昭和 30 年代のような工場排水による汚染が起きることは決してないと理解していただいてよろしいかと。

事務局 今回の水質規制は、処理場から放出されるものの水質規制云々ではなく、あくまでも工場から下水管を通っていくところであるため、皆様方にこの規制が緩和されても生活環境に一切支障はないので、その点を伝えさせていただきます。

会長 このような話をして良いか分からないが、実は下水処理場側はもう少し有機物負荷を上げてもらった方が楽であって、昔と違って除害施設を皆さんしっかりと付けてくれているので、想定していたより処理場に入ってくる水質が良い。下水処理では、想定していた水質よりもかなり良くなってしまうと反って処理がやりにくい。特に流域下水道のように大きな処理場になると、最初の見積水量は非常に大きいため施設が過大になっている。処理能力を上回することはまずなくて、処理能力の半分程度以下しか入ってきていない。私が大学にいた時によく相談を受けていたが、処理が上手くいかないのです。どうしたらよいかと。それなら半分止めなさいとよく話をしていました。そんな状況にあることも事実です。無理な除害施設を造らせて、工場側に余計な負担をかけさせるぐらいであれば、むしろそのまま出しても特に支障は無い、そういう判断であろうと思います。

委員 流域下水道を管理している県の立場から、小田原市さんが言う話か私どもが言う話かはわからないが、心配されているように、今、相当水質が綺麗になっていて、現状でも問題なく水質基準はクリアしている。だいぶ前から規制の上乗せ廃止の話が出ていて、流域下水道管理者の方で、例えば規制が廃止された時の濃度が入って来た時に、どれくらいの濃度で排出できるかというようなシミュレーションを結構行っていて、その結果を見ても、仮に濃度がかなり上がっても処理場から排出する水質は殆ど変わらない結果が出ているので、水質規制への心配は殆ど無いと言える。逆に良い方向に働くこともあるかもしれないので、そういう意味では大丈夫であろうと踏んで、県と小田原市さんを含む流域下水道の市町とで廃止を決定していただいている、そういう状況です。

会長 他によろしいでしょうか。

それでは、まただいぶ時間が経ちましたので、15時30分まで休憩にしたいと思います。

会長 それでは時間となりましたので、再開いたします。

次に(6)公民連携による下水道施設の維持管理について、事務局から報告願います。

事務局 それでは、「公民連携による下水道施設の維持管理」について、ご説明させていただきます。

お手元の 資料6をご覧ください。

まず、本市下水道部で管理する施設の概要を説明いたします。

1ページをご覧ください。

現在、下水道部で管理する施設は、下水道管理センターや早川・南町の中継ポンプ場などの「施設」の部分と、道路下に埋設されている「管路」の部分に区分されます。

「管路」につきましては整備に伴い年々増加しており、令和元

年度末現在で、およそ 586 km となっています。

2 ページをご覧ください。

本市の下水道事業は施設の整備開始から約 60 年が経過しており、様々な課題を有しております。

増え続ける施設に対して職員数は減少しており、また、施設管理の財源となる使用料収入の減少も大きな課題です。

老朽化の結果として、管路の破損に伴う道路の陥没が発生するなど、深刻な状況が発生していることから、老朽管の改築工事を進めているところですが、業務量の増加に伴い、現状の人員数と体制では適切な管理が困難となってきました。

そのため、下水道施設を適切に管理し、将来的に持続可能な下水道事業の経営を行っていくためには、公民連携を活用した管理手法の見直しが必要と考えております。

公民連携による下水道施設管理を検討するにあたり、下水道部としての基本的な考え方をまとめております。

3 ページをご覧ください。

下水道施設の管理は緊急時の迅速な対応が必要であることから、地域の事業者の協力が不可欠です。

また、地域の重要なインフラである下水道施設は地域で守っていく視点が必要であり、地域経済の循環に寄与する形での事業化が望ましいと考えました。

従来のケースでは、市側のメリットを重視するあまり、市外の大事業者に任せがちとなり、一時的にはコスト削減が図られますが、中長期的に見ると多くのリスクが考えられます。

下水道部の目指す形としては、地域で出来ることは地域で行っていただき、市と市内事業者・市外事業者が適切な役割分担を行うことにより、中長期的に持続可能な下水道事業の運営を行っていきたいと考えております。

4 ページをご覧ください。

公民連携事業は行政側の一方的なメリットのみでは成立しません。

市と事業者双方がメリットを感じられなければ持続可能な形

にならないため、可能な限り市内事業者と連携し、地域経済の循環に寄与する形での事業化が望ましいと考えます。

下水道施設管理の主たる受け皿となる市内事業者の経営の安定化は、結果として雇用の確保や税収の維持、災害時の対応力強化に繋がることから、下水道事業だけでなく、市全体への貢献度は高くなると考えております。

このような考えのもと、市内事業者団体による研修会へ出席し、意見交換を行うことにより「市内事業者が参加しやすい形」の整理を行いました。

5 ページをご覧ください。

現在も下水道施設管理に携わる市内の事業者団体より、「今後の事業展開のため公民連携の基礎から勉強したい」、との申し出があったことから、2回に分け研修会に出席し、本市の下水道事業の概要や公民連携の必要性、事業手法や他市の事例などを説明、意見交換を行うことにより、「市内事業者が参加しやすい形」を整理し、そのイメージを共有しました。

意見交換を踏まえた整理としては、「施設の管理業務と管路の管理業務は別で検討していくこと」、また、「市内事業者が参加しやすい形としては、下水道管路の包括管理委託が望ましいこと」となりました。

なお、資料にはありませんが、平行して市外の専門事業者にもヒアリングを行ってまいりました。

民間事業者との意見交換、ヒアリングを踏まえ、下水道施設管理の公民連携案を整理したものが、6 ページになります。

公民連携の基本的な考え方に民間事業者の意見等を反映し、「施設の管理委託」と「管路の管理委託」は別で検討していくものとし、公民連携の事業手法としては、「包括管理委託」を軸に検討していくことといたしました。

この「包括管理委託」は、対象施設の管理に係る複数の業務をパッケージ化し、複数年契約することにより、民間事業者の実施体制や創意工夫を生かし、施設管理の効率性や質の向上が期待される、公民連携の手段のひとつです。

また、市内事業者団体との意見交換を踏まえ、段階的に業務範囲等を拡大していく形が望ましいと考えています。

7 ページをご覧ください。

地域経済の循環に寄与するためには、「市内事業者が参加しやすい形」とすることが重要ですが、現状では市内事業者の公民連携に関する経験が少ないことから、まずは「出来ること」から始め、段階的に業務内容や範囲等を拡大していく形とします。

事業を通して市内事業者が「出来ること」を増やし、次の業務へ繋げていくサイクルを構築することが大切であり、市・事業者ともに成長していけるものと考えます。

それでは、それぞれの業務委託の案について、ご説明します。

8 ページをご覧ください。

まずは、「施設の包括管理委託」の案となります。

対象施設は下水道管理センター、早川・南町の中継ポンプ場、市内 24 箇所のマンホールポンプとなります。

これらの施設で現在実施されている、運転管理や保守点検などの複数業務を包括化することにより、効率的な施設管理を目指すものです。

9 ページをご覧ください。

令和 3 年度に予定されている上下水道局の統合に伴い、下水道管理センターから市の職員が退去することから、今までの業務内容である「運転管理」だけでなく、敷地内の警備等も含めた「総合的な施設管理」へと移行していく必要があります。

複数の業務を包括化するだけでなく、必要な業務は追加することにより、施設管理体制の強化を図っていくものです。

10 ページをご覧ください。

次に、管路の包括管理委託の案となります。

業務の対象区域は地域によるサービス格差を無くすため、市内全域とし、約 586 km の管路の日常管理を行っていきます。

業務の内容としては、下水道管路の計画的な点検、調査、清掃、修繕を行うほか、今後の計画的な維持管理に必要となる管理計画の作成を行っていきます。

また、現在、市の職員が行っている市民からの通報等の受付や、現地確認、緊急時の初期対応などを一括して事業者が行っていきます。

これにより、緊急対応の迅速化が図られ、安全・安心な下水道サービスの提供に繋がるものと考えています。

業務内容が多岐にわたることから、業務の受託者は複数の企業からなる共同企業体（JV）が想定されます。

この企業体は、もちろん市内事業者を含めて構成され、多くの業務は市内の事業者が担うことになると考えています。

11 ページをご覧ください。

管路包括管理委託の事業効果のイメージとなります。

市は包括的・複数年の発注を行うほか、市で直接行っている事務を委託化することにより、事業費や事務時間の削減が見込まれます。

市内事業者を含めた受託者は、市で行っていた事務が市場化されることにより新たな業務が受託でき、経営の安定化に繋がるものと考えます。

市内事業者が多くの業務を担うことにより、緊急対応の迅速化や防災機能の強化となるほか、直接的・間接的に地域の経済循環に寄与し、将来的な税収の維持・確保となって市に還元されることを目指すものです。

12 ページをご覧ください。

最後になりますが、管路の包括管理委託の検討に係る、今後の作業の流れになります。

現在、業務内容の検討や概算予定額の算出を行っており、それに基づいて事業効果の測定を行うこととなります。

事業効果については、数字で表せる定量的な効果として「事業費の削減」や「事務時間の削減」が考えられますが、数字に表せない定性的な効果も含め、総合的に評価します。

事業効果が認められた場合は、その案を民間事業者へ説明、意見交換を行い、必要に応じて案の修正を行って、事業者選定の手続きへ進むこととなります。

事業効果の測定は12月を目途に考えており、効果が認められた場合には、早期にその効果が発揮されるよう、事業化に向け事務を進めて参ります。

以上で、「公民連携による下水道施設の維持管理」の報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

会長 いわゆるPPP（パブリックプライベートパートナーシップ）の略ですが、双方が対等な立場で仕事をして、業務内容がより良いものになれば良いという考え方になりますが、ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

委員 前提として6ページにあるように施設包括管理委託と管路包括管理委託の2本で分けて、事業者選定を行うということによろしいか。それから、管路包括管理委託については、市内での維持管理を専門に行っている事業者がいないので、市外のどこかの事業者と、できれば市内の事業者のどこかが組んで実施してくれれば良いと想定されていることだと思うが、ここで2回程、市内事業者が集まる場所に行かれた感触はどうであったのか。施設管理を行うノウハウがある市外事業者さんとJVをやるだけの力のある会社がありそうだったか、蓋を開けたら無かったということでは洒落にならない。

事務局 ご指摘の内容については5ページにある事業者団体との研修会を実施した際の内容について簡単に書いてありますが、結果として、市内事業者団体から前向きに考えていきたいとの返事をいただいています。当然、殆どの業務については、現状も市内の事業者がやっている部分ではありますので、その部分について出来ることについては市内事業者でやっていきたいと、ただ、案に示したとおり、計画を作り今後効率的にやっっていこうであるとか、そういった部分では、一部市内事業者では賄えない部分も出てくると思いますので、そういうところは適切な役割分担をする形

で、J Vを組むということについても今のところ概ね理解をいただいています。

委員 もしJ Vとなると、よく見るのは構成企業の中で、昔から取引関係があり、信頼関係が出来上がっているところがJ Vを組んでいる印象を受けているので、市内事業者と専門事業者とのパイプがあるならば大丈夫かなとは思う。

会長 P P Pに移行する場合、一番心配なのはそこです。民間に対応できるような事業者が、しかも市内を中心ということであるから、確保できるのかということです。うまく成立すれば、事業者側にとっても複数年に渡って安定収入が確保できることで、人を育てることができるようになると思う。そういう意味で、期待できるということで、国土交通省も進めている手法の一つだと思う。

委員 研修会へはどのくらいの団体が出席したのか。

事務局 団体数としては、今現在、下水道施設の管路の部分に携わっている団体ということでお願いしたので、2団体となっています。

会長 社員が何百人もいるような大きな企業で、こういう仕事ではなく、なかなか手を挙げてくることも少ないというのも事実です。それだけ意欲があれば、きつとうまく回りだすと良い結果が出てくるのではないかと思うが。

委員 うまく進めば民間の人材が育つことはとても素晴らしいと思うが、全部をお任せとなると、今まで抱えていた市役所のスキルは反対にゼロとなってしまう。もし民間がうまく回っていったら、それはそれでよいが、民間であるからやめることもあるわけで、そうしたら私達の生活は本当に大変なことになってしまうので、そのあたりはどのように考えているか。

事務局

今回の下水道施設に関わらず、公の施設管理であるとか、業務を民間にお願いしようとした場合、必ず出てくる話と思います。結論から申しあげて、市でやっていた業務を一部ではありますが、お願いしたいと考えています。ただ、当然お願いしたからには、業務について、しっかりと行政側でチェックをして、任せっきりにには出来ないと考えています。下水道だけでなく、他の水道なども含めて同じであると思いますが、最終的な責任は当然、市で負うこととなりますので、民間に部分的に業務委託をかけた場合についてもしっかりと市でチェックをしていく。チェックしていくには技術的な部分もある程度残しておかないとチェック出来ないのでは、そういったところも踏まえ、全ての業務を任せるということはなかなか難しいと思っています。少しずつ任せられる部分を任せていくことで考えています。

会長

結局、モニタリングをやって、それによって業務を任せていくということになるわけだが、委員が心配された事業委託をPPPでスタートすると、何年か経つと市側にスキルがなくなっていく。そこから元に戻そうとしても二度と出来ないような状況になるので、そういう意味で十分気を付けて慎重に進めていただきたい。それから、特に危機管理をどちらが対応するのかということも契約の時に明確化しておく必要があるだろうと思う。

委員

研修会に出席されて意欲を見せている事業者団体が市内では2団体とのことで、少ないように思う。選別することにこの先はなると思うが、2団体では選別しようがなく、2団体にお願いするしかないのではないかと思う。市から他の業者へ声かけをして、皆さんでやっていきましょう、というような体制をとらないと不安である。

それと、危機管理の問題で緊急時に指揮はどちらが取るのかということなどをどのように発揮させるか、専門家である業者の方が詳しいので、この場合はこのようにすればと動いてもらえたら良い

と思うが、市に伺いをしないと動けないとなって、水浸しになってしまったというようなことが無いように、どうすれば良いかきちんとしていただきたいと思う。

それと、漁港の駅 TOTOCO という施設が早川に出来た時に、まず市内業者に公募をかけたが、管理できる能力を持つ事業者が無く、静岡県の業者が結局お願いされてやっている。そういうことになる可能性もあるので、市内事業者にやってもらいたいと言ってしまうと、実際には施設管理で出来る所がなくて、厚木の業者や相模原の業者が入ったとすると、小田原市に何の利益も無いといった意見がまた出てくるのではないかと思う。施設管理が複雑で大きな仕事であるかというのも、市民の皆さんに周知して、外部の大きな企業と連携する可能性もあることをしっかりと行っていただきたいと思う。

それと、市民サービスのことで個人的な話で恐縮だが、浜町のほうは大火事とか地震でこれまで倒壊が無かったために、昔ながらの長屋のように幹線道路から奥に向かって縦に家が並んでいて、そこに私道がついていて、私道の中を4・5軒の家に向かって下水管と水道管が入っている。私道であるので、修理や破損があった時の費用は、そこに建ち並んでいる人たちが負担するという話をされて、一度、破損があった。水道なのか下水道なのか管が破裂した時にそのような話があったのだが、ちょうど破裂した箇所の前に家が無く、空き地だったところが破損し、そこと関係の無い並びの方が負担をされたことがありました。その2年後に同じラインのところで破損したので、その時は水道の方に連絡して来てもらい、工事の説明を受けたわけだが、導管が2センチメートルくらいの細いもので、これは2年前に破損した数メートル離れた時のものと同じかと尋ねたところ、同じものであったので、2年前にも応急処置だけして止めたようだが、必ず破損することは目に見えていたのではないかと聞いたら、それは管の老朽化が激しいため、現在順次取り換えている状態でありますと言われました。一般市民はこういうことを知らないなので、最初に壊れた時に呼んだ人が、これは1年後、2年後に他も壊れるから全部

直しましょうと言っていれば、1回で済んだ事例がありました。今はもう直してもらったが、それについて料金の請求が来たので、問い合わせをして、前回の工事の判断ミスがあったのではないかと何度も聞いたが、返事をもらえず、それっきりになってしまっている。こういうのは業者の質というか、対応の迅速化とは程遠いものがあるので、今後、業者に任せるとなると、こういうことが頻発するのではないかと不安がある。市がこのような相談や苦情などを、どのように業者へ割り振るのかを、きちんと決めておいていただきたいと思います。

事務局

市内事業者の2団体については、下水道事業の管路の管理に携わっている2団体で、概ね7割程度はそこに属しているという状況です。現段階では市として、このようなことを考えていきたいという段階での意見交換であります。今後、この2団体以外の方達にも、説明させていただき、意見を頂戴し、周知も図ったうえで、進めていくこととなりますので、直ぐに事業者の選定をこの2団体で行うわけではないことをご理解いただきたいと思います。

次に、災害時の仕切りの話ですが、当然、日常管理はお願いしたいと考えていますので、緊急時であるとか、災害時、特に市民等からの通報に基づく緊急対応などについては、一次的な対応を可能な限り事業者をお願いしたいと考えています。そこから外れる大規模な障害等も考えられますので、そういった場合には柔軟に対応していきたいと思っています。事業者だけに任せるわけではなく、場合によって、市も一緒に対応することも考えられると思っています。そのあたりの仕切りについては、今後どのような形で事業化していくかを詳しく検討する際に、線引きやルール作りを明確に定めていかなければならないと考えています。

もう一つ、周知の話については、下水道施設も老朽化しているので、簡単な仕事ではないと考えています。そういったことも含め、市外の事業者が入る、入らないに関わらず、今、市側で制限を設けることは難しいが、基本的には市内の事業者に出来ることはやっただく、あとは専門的なノウハウを持った事業者と協

力体制を築いていただくことを市から説明させていただきたいと考えています。

最後の話については、おそらく水道の話かと思いますが、個別の話で、その時の対応がどうかということをお返すのはこの場ではできませんが、仮に下水道施設の管路の部分を事業にお願いした場合、同じような話をいただかないよう事業者の対応については、市でも留意しなければいけないと考えています。

委員 上下水道事業が統合するということで、市民にとっては上も下も無く、区別なく思っている部分もある。

会長 補足すると、2団体に説明したというのは、事業者で作っている組合があるわけで、管工事組合であるとか、そういう団体が小田原市に2つあり、事業者の7割くらいは、その組合に所属している。その組合に声をかけて集まってもらい話をしたということで、仕事ができるのが2事業者しかいないということではない、そういうことでよろしいか。

事務局 そのとおりです。

会長 最後は水道の話ですが、非常に難しい問題で、水道法上の弱点であって、私道の下に入り、そこから各家庭の所にメーターが付いて、家庭内に引き込まれているわけでありまして。メーターから内側については、誰も自分の物だと思っているが、問題は配水管から引き出し、メーターを通して各家庭へ入るわけだが、その引き出してくる部分からメーターまで、これは個人の所有物です。それが、たまたま私道であったから長くなったわけで、基本的には個人の所有物です。そこで、管が破損した場合は個人の物であるから、個人で直す必要があるわけですが。市で逆に勝手に直しますということとはできないわけですが。ただ、メーターは市の物ですから、非常にグレーゾーンとなっている。管から引き出してメーターまでというのは一番グレーゾーンで、各都市で考え方が違

う。水道の殆どがこのところで生じている。漏水をしない管に、あるいは老朽化した管を取り換えるわけであるが、力のある事業者は、事業者のお金で直している一方、地方の小さな市町村ではそこまで出来ないで、なかなかその対応がとれていない。そのため、今回のような問題が出てくると思う。例えば、東京都はステンレスの管に東京都の費用で入れ替えることをしている。横浜も今やっています。しかし、これが全国の事業者では費用の関係で出来ないのが実態です。

委員 それは承知しているが、1回目と2回目で質が違うのは、これから外部委託していくうえで、困ったことではないかと。

会長 説明が悪かったと思う。原則的には持主が直すのが大原則である。

ご発言も尽きたと思いますので、報告事項（6）公民連携による下水道施設の維持管理についてを終わります。

次に、（7）小田原市デザインマンホール蓋設置事業について、事務局から報告願います。

事務局 それでは、小田原市デザインマンホール蓋設置事業について、ご説明させていただきます。

お手元の A3の資料7をご覧ください。

本事業は令和2年4月1日より新たに開始したもので、昨年度の本審議会でもご説明させていただきましたが、開始から半年が経過いたしましたので進捗状況をご報告させていただきます。

これまで下水道への理解や関心を深めてもらうことや、下水道のイメージアップを図るため、マンホールカードの配布等の取り組みを行ってきたところです。本事業は下水道事業の新たな取り組みとして、まちづくりの観点からマンホール蓋の新たな利活用を検討し、自由なデザインのマンホール蓋を観光資源として街中に配置するもので、「地域の活性化」、「下水道への理解とイメージアップ」、「下水道事業の自主財源の確保」という3つの目的を

掲げて開始いたしました。

本事業は令和2年4月1日に施行した小田原市デザインマンホール蓋設置事業に関する要領に基づいて、まちづくり団体や商店街など、広く一般から自由なデザイン蓋の設置希望者を募集するもので、小田原駅周辺の市が定めた区域内で安全にマンホールが見られる場所において、公共サインの明示など要件を満たせば自由にデザインをすることができます。

街中に個性的なデザインのマンホールがたくさん設置されることで、コロナで打撃を受けた街中にも新たな賑わいが生み出せればと、期待を込めて事業に取り組んでいるところです。

令和2年3月27日にはモデル事業として、お手元の資料7に記載しております黄色い丸37番のういろう駅前調剤薬局前と53番のミスタードーナツ前の2箇所デザインマンホール蓋を設置するとともに、ホームページにて設置希望者の募集を開始いたしました。事業開始時には読売新聞やタウンニュースなどのメディアでも紹介され、話題となったことで、事業に興味を持っていた方から、実際に申請をしていただいております。

現在までの事業の進捗状況ですが、モデル事業を含む5箇所設置済みとなっております。

資料の赤い丸47番のUMECO前は本市観光課から申請があり、10月1日に設置をいたしました。当該箇所は小田原城への正規登城ルートとなっており、北条5代全員のキャラクターと正規登城ルートへ導くための公共サインがデザインされています。

資料の赤い丸7番、8番のおしゃれ横丁には駅前おしゃれ横丁商店会からの申請で、2箇所設置をいたしました。資料では11月4日設置予定となっておりますが、本日の午前中にちょうど設置を終えたところでございます。おしゃれ横丁には北条氏政と八王子城主の北条氏照の墓所があるため、その場所にちなんだデザインとなっており、北条氏政・氏照がデザインされたものと、黄梅院がデザインされたものの2種類となっております。黄梅院は北条氏政の妻で、夫婦仲がとても良かったという逸話が残されています。この場所では商店会が幸せの鈴という取り組みも行って

おり、デザインマンホール蓋の設置が、さらなる地域の活性化に繋がることを期待しております。

今後の予定ですが、さらに設置希望者が増えるように商店会やまちづくり団体などへの PR 活動を進めていきたいと考えています。

以上で、小田原市デザインマンホール蓋設置事業の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

会長 報告が終わりました。ただ今の報告について、ご質疑等ございますか。

委員 裏駅から表駅へ向かうところ、54 番から 62 番まで番号があるが、この場所なのでよいのか。この場所を歩いている方は限られていると思うが。

事務局 こちらの図面に番号が振ってあるところは、マンホール蓋を安全に見ることができて、道路管理者と協議し、この場所なら設置が可能となったところで、現在協議が進んでいます。また、市としても要望者の方からこの場所が良いという方がいれば設置を考えていきたいと思っています。

委員 そうすると、この場所は設置が出来るということでよいか。

事務局 そのとおりです。

委員 設置希望者とデザインをする方は別の方か。例えば、家の前のマンホールにこれをやってくださいというと、設置希望者ということで、どのようなマンホールにするのかはまた別ということか。

事務局 このデザインマンホールは、設置事業者がデザインを考えてい

ただいて、そのデザインについて市で審査をして、問題が無ければ設置をすることになっています。製作は申請者の方が作っていただくことになっています。

委員 製作・デザインともに設置希望者ということか。

事務局 そのとおりです。

委員 資料に丸が5つあるのは、何となく似たデザインなので、どこかに頼むのかなと思った次第です。

会長 著作権の問題は大丈夫か。

事務局 それについても審査会の中で確認させていただきます。

会長 審査でよほど慎重にやらないと。これは一人の人がデザインをしたように見えるが。

事務局 こちらのデザインについては、観光課所管で北条五代観光推進協議会というのがありまして、その中で推奨しているPRキャラクターであります。

会長 いずれにしても、これは、北条五代に関係する何かが入っていないと観光課としてはどうかということか。そうでもないのか。

事務局 今回の5枚は観光課のキャラクターを使っていますが、中のデザインは、あくまでも申請者で考えていただくことで、市に申請していただき、それを審査する形となっています。それで、よければ設置する流れになっています。

会長 例えば魚などでも良いのか。

事務局 はい。魚市場では現在無いですが、何か魚のアピールであるとか、それが審査で問題が無ければ、魚であっても問題ありません。

委員 そもそもこの話は3つの目的があるとのことでしたが、自分でデザインして、カラフルな蓋が置いて、市の財源にもなるという話であったかと思うが、今の所、プラスに働いたことはあったのか。

事務局 ちょうど本日設置しました、おしゃれ横丁については、商店街から今後2年間の契約ということで、管理費を毎月いただくことでご理解をいただいています。

委員 最近、小田原ガイド協会に入らせていただいたが、その視点から見ると、観光客にアピールするためにはこの数では少なく、魚でも良いが、やはり北条氏を全面に出すとか、小田原城を全面に出すとか、ということがもっと増えると、私達も、下は下で楽しいですよというお知らせが出来ると思う。北条氏政・氏照の墓所の所ももちろん、2つあることで鈴を下げて願いが叶った際に皆さんいらっしゃいますよという説明の他に、このようなものがあるのは、小田原のアピールになると思うので、もっとたくさんデザインマンホール蓋ができると良いのではないかと思う。

会長 それではさらにマンホール蓋が増えることを期待して次の報告に移ります。

それでは、(8)その他として、事務局より何かございますか。

事務局 特にありません。

会長 報告事項(8)その他を終わります。

これで本日予定しておりました報告は全て終了いたしました。

それでは、進行を事務局へお返しします。

- 事務局** 会長及び委員の皆様、長時間に渡り、ご審議、お疲れ様でした。それでは、事務局から何点か連絡事項がございます。
- 事務局** まず、1点目として、審議会の議事録でございますが、議事録は事務局が作成いたしまして、委員の皆様へご確認いただき、提出させていただきます。
- 2点目として、次回の審議会でございますが、年明け2月頃に第2回下水道運営審議会の開催を予定しております。開催にあたりましては、改めまして委員の皆様と日程の調整をさせていただきますので、ご承知おきください。
- 事務局からの連絡事項は、以上でございます。
- 事務局** それでは、これをもちまして、令和2年度第1回小田原市下水道運営審議会を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。皆様お疲れ様でした。